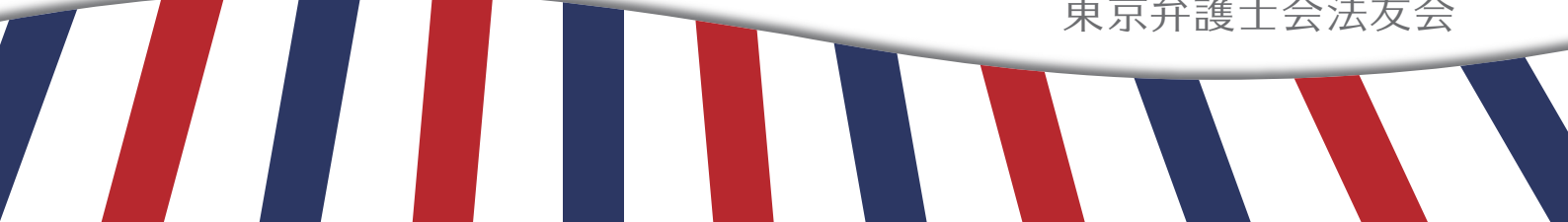


カルパ

2019

渡仏報告書

東京弁護士会法友会



目 次

はじめに	1
2019年カルパ渡仏調査について	2
調査団名簿	6
調査スケジュール	7
パリカルパ	8
MANDEL&ASSOCIÉS法律事務所	20
DELHOMME法律事務所	25
LPA-CGR法律事務所	29
CADIOU & BARBE 法律事務所	33
UNCA (Union Nationale des CARPA:全国カルパ連合会)	38
パリ弁護士会	44
訪問先への質問事項	48

はじめに

法友会は、昭和21年に創立された、東京弁護士会の会員約2800名によって構成される弁護士の任意団体です。

法友会では、2018年度から、常置委員会である政策委員会の下、カルパ研究部会（梶嶋裕之部会長）を設置して研究活動を行ってきました。

近年、弁護士の預り金をめぐる不祥事が続発し、弁護士全体の信頼に関わる重大な問題とされています。日弁連ではこの間、依頼者見舞金制度の創設、預り金管理規程の改正などの対応を行ってきておりますが、これらはいずれも当面の対応であり、抜本的対策は今後の課題です。

カルパ研究部会では、このような状況のなか、金銭不祥事の制度的防止策として機能しているフランスのカルパ制度の研究を進めるとともに、わが国における弁護士金銭不祥事防止策の検討を行ってきました。

本報告書は、同部会の活動の一環として実施した、カルパ制度の渡仏調査の結果をとりまとめたものです。本報告書が、わが国における弁護士金銭不祥事防止の抜本策を検討する上での一助となることを願う次第です。

2020年12月

東京弁護士会法友会

2018年度幹事長 矢 吹 公 敏

2019年度幹事長 鈴 木 善 和

2020年度幹事長 松 田 純 一

2019年カルパ渡仏調査について

1 法友会カルパ研究部会では、2019年11月28日から12月2日まで、カルパ制度の現地調査を目的としてフランス・パリを訪問しました。本報告書は同調査の結果をとりまとめたものです。

2 フランスでは、弁護士の金銭取扱に関し、カルパ(CARPA : Caisse des Règlements Pécuniaires des Avocats)と呼ばれる制度が存在しています。

(1) カルパとは、弁護士が他人の金銭を預かるための専用口座を弁護士会（正確には弁護士会の外郭団体であるカルパ組織）が設置、管理し、弁護士が他人の金銭を預かる場合には、その口座を経由させなくてはならないとする法律上の制度です。

カルパが監督する口座を経由させることによって、同制度は、弁護士の預り金をめぐる不祥事防止の抜本的方策として機能するとともに、金銭の送金元、送金先、送金理由についてカルパがチェックを行うことから、抜本的なマネーロンダリング対策としても機能しています。また、カルパ口座には常時多額の金銭が留まっていることから、副次的機能として、その運用益が弁護士会の公益的活動等に活用されています。

カルパ組織はフランス全土に124あります。1つの弁護士会に原則として1つのカルパ組織が設置されていますが、小規模弁護士会のものは統合が進められた結果、弁護士会の数が164あるのに対してカルパ組織は124となっています。

(2) カルパの仕組みの概要は次のとおりです。

ア カルパ組織は銀行と提携してカルパ制度を運営しています（例えば、パリカルパはBNPパリバ銀行と提携しています。）。

提携銀行には弁護士会長名の口座（親口座）が1つ設置されるのですが、その口座の下に、カルパ組織によって、各弁護士毎の口座（子口座）が設置されています。つまり、親口座の下に、カルパ組織が所管する弁護士の数だけの子口座がぶら下がる形になっています。

子口座は、弁護士が弁護士会に登録されると、カルパ組織によって自動的に設置される口座であり、その口座の入出金などの運用は銀行ではなく原則としてカルパ組織によって行われます。すなわち、親口座の下の子口座間の資金移動はカルパ組織のみの操作によって行われ、親口座の外にある口座との資金移動は、カルパ組織から提携銀行に指示を出し、同指示に基づき提携銀行が行います。

イ 各弁護士は、自らの子口座の下に、案件において金銭のやりとりを行う必要が発生する都度、案件毎の口座（案件口座）を開設します。案件口座は、各弁護士の子口座の下に、案件の数だけぶら下がる形になります。同一の依頼者でも案件が複数ある場合には、案件毎に複数の案件口座を開設します。

各弁護士は、この案件口座を通じて、依頼者からの金銭を預かったり、これを相手方

に送金したり、相手方からの支払を受けたりします。案件口座は、その案件が終了した時点で閉鎖されます。

ウ 案件口座から金銭を入出金する際には、送金元と送金先についてカルパ組織のデータベースと照合してチェックを行います。また、送金理由については、これを示す根拠資料（判決、和解調書や依頼者の承諾書など）と照合して、その妥当性をチェックするという運用が行われています。

このカルパ組織によるチェックによって、フランスの弁護士の高額不祥事は制度的に防止されています。また、同チェックは、マネーロンダリング防止のための制度的な対応策にもなっています。

エ また、各弁護士の案件口座を通じて金銭の取扱いが行われることにより、親口座には、常に入出金がありながら、一定額の金銭が保有されることになります（パリカルパでは常時20億ユーロ〔約2500億円〕の金銭が保有されています。）。

この保有金銭の一定割合を元本保証がなされた金融商品で運用することが法令で認められており、同運用益（パリカルパの2019年実績で1.17%）は、弁護士会の公的な活動資金等に用いることが認められています。

3 カルパ制度については、今から20年以上前に、筆者も関与して調査を行い、その結果を論文にまとめています（梶嶋裕之・谷真人「カルパ制度とわが国への導入可能性－弁護士会金庫の創設に向けて（上・下）」自由と正義49巻11号88頁以下、同巻12号74頁以下〔1998〕）。当時、同論文はカルパ制度に関する初めての本格的な紹介論文でしたが、その後、長い間、同制度に関する検討が深められることはありませんでした。わが国においてその必要がなかったのは、あるいは幸いなことだったのかもしれませんが。

ところが、近時、弁護士成年後見人が被後見人の財産を横領する等、弁護士の預り金をめぐる不祥事が相次ぎ、マスコミでも大きく取り上げられるという事態が発生しました。そういうなかで、高額不祥事防止策として、カルパ制度が再び注目を集めることになりました。日本弁護士連合会では、2017年に、高額不祥事の被害者に対して金銭を支給する「依頼者見舞金制度」を創設しましたが、制度創設に至る経過のなかでは、カルパ制度など、被害の発生を防止する抜本的方策を検討するべきとの議論も有力に唱えられました。

そこで、2017年には再び筆者も関与して私的研究会を立ち上げてフランス調査を行い、上記論文公表後に大きく発展したカルパ制度の内容とその運用状況等について報告書にまとめました（カルパ研究会「フランス・ベルギー調査報告書」〔2018、未公刊〕。以下「2017年報告書」といいます。）。2018年の法友会カルパ研究部会の設置は、このような経緯を背景としています。

4 今回の調査では、2017年報告書の到達点を踏まえつつ、カルパ制度と守秘義務との関係、マネーロンダリング対策としての機能、送金チェックの運用状況、制度運営にかか

るコスト、利用する弁護士からみた意義と課題など、フランスにおけるカルパ制度の全体像を明らかにするためのヒアリング調査を行いました。

- (1) 調査については、作成した質問事項をフランス語に翻訳して訪問先に事前送付し、検討していただいた上で、原則として質問事項に沿ってヒアリングするという方法で実施しました。質問事項は報告書の末尾に掲載していますので、ご参照ください。
- (2) 今回の調査では7か所からのヒアリングを行いました。カルパ制度を取り扱う組織であるパリカルパ及びUNCA（全国カルパ連合会）、カルパ制度の利用者である4つの法律事務所、そして、弁護士の懲戒制度を担うパリ弁護士会です。本報告書は、ヒアリングを行った日程順にとりまとめてありますが、関心のあるところから目を通して頂ければと思います。

パリカルパでは、実際にカルパ制度を運用する現場の観点からのヒアリングを行いました。UNCAは、フランス全土のカルパを統括する組織であるとともに、カルパ制度の他国への普及を組織の目的の一つとしていることから、日本への導入可能性をも視野に入れたヒアリングを行いました。

マンデル・エ・アソシエ法律事務所は、日本企業をも顧客に持つ弁護士4名の企業法務事務所、デローム法律事務所は、刑事事件や人権関係事件も取り扱う弁護士4名の法律事務所、LPA-CGR事務所は、日本を含む海外にも事務所を持つ大規模企業法務事務所、カディオ・エ・バルブ法律事務所は、家族法を専門とする弁護士9名の法律事務所です。それぞれ、カルパ制度の利用者である弁護士の視点からのヒアリングを行いました。

パリ弁護士会では、懲戒問題を担当するパリ弁護士会理事から、弁護士の金銭取扱いに関する懲戒事例やカルパと守秘義務との関係などについてヒアリングを行いました。

- (3) ヒアリング内容については報告書本文に譲りますが、今回の調査を通じて、カルパ制度をも参考にしつつ、わが国においても具体的な弁護士金銭不祥事防止方策を真摯に検討する必要があるという認識が調査団メンバーに共有されたことは調査の重要な成果といえるでしょう。その認識が、本報告書を目にされた皆様との間でも共有されることを願っています。

- 5 今回の調査に際して、中島さおり様には当日の通訳のほか、事前の質問事項の翻訳についてもお世話になりました。また、LPA-CGR法律事務所の戸崎愛理弁護士（パリ弁護士会会員。元東京弁護士会会員、元法友会会員）には、調査スケジュールのコーディネートに加え、専門用語に関する通訳のサポートでもお世話になりました。この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

また、大畑敦子弁護士、雨宮奈穂子弁護士にはそのフランス語能力を存分に発揮していただき、スケジュールのコーディネート、資料の翻訳・チェックなどの作業を、藤田紀彦弁護士、富澤章司弁護士、堀岡雄一弁護士には、報告書原案の作成作業などを担っていただきました。調査団内部のことになりますが、併せて御礼申し上げる次第です。

2020年12月

東京弁護士会法友会政策委員会 カルパ研究部会部会長
2019年法友会フランスカルパ調査団長

梶 嶋 裕 之

調査団名簿

雨宮 奈穂子（あめみや・なほこ 8 部65期）

大畑 敦子（おおはた・あつこ 10部53期）

栂嶋 裕之（かばしま・ひろゆき 10部42期）

川村 百合（かわむら・ゆり 5 部49期）

富澤 章司（とみざわ・しょうじ 10部66期）

深沢 岳久（ふかざわ・たかひさ 12部49期）

藤田 紀彦（ふじた・のりひこ 4 部68期）

堀岡 雄一（ほりおか・ゆういち 5 部66期）

松田 純一（まつだ・じゅんいち 12部45期）

湊 信明（みなと・のぶあき 5 部50期）

山田 八千子（やまだ・やちこ 11部40期）

（五十音順、法友会所属部、司法修習期）

調査スケジュール

日時 (2019年)		調査先	説明者	場所
11月28日 (木)	10時～	パリカルパ	ジャン・シャルル・クレブ事務局長 (Jean-Charles KREBS) カトリーヌ・ル・グアン会計責任者 (Catherine Le GUEN) ジャン・フランソワ・ブランダン事務局 (Jean-François BLANDIN)	パリカルパ
〃	14時～	マンデル・エ・アソシエ (MANDEL&ASSOCIÉS) 法律事務所	エメ・マンデル弁護士 (Aimé MANDEL) オリヴィエ・マンデル弁護士 (Olivier MANDEL)	パリ 弁護士 会館
11月29日 (金)	10時～	デローム (DELHOMME) 法律事務所	マキシム・デローム弁護士 (Maxime DELHOMME) リリ・ディエネ弁護士 (Lilly DIENER)	デローム (DE LHOMME) 法律事務所
〃	15時～	LPA-CGR法律事務所	ヴィルジン・マルテル弁護士 (Virgine MARTEL) 戸崎愛理弁護士	LPA-CGR 法 律事務所
12月2日 (月)	10時～	カディオ・エ・バルブ (CADIOU & BAR BE) 法律事務所	ミュリエル・カディオ弁護士 (Muriel CADIOU)	カディオ・エ・ バルブ (CAD IOU & BAR BE) 法律事 務所
〃	13時 30分～	UNCA (Union Nationale des CARPA:全国カルパ 連合会)	アモー・ドゥラ・ブルニエール理事長 (Amaud de La BURUNIÈRE) ジャン・クリストフ・バチヨン名誉理事長 (Jean-Christophe BATJON) カリム・ブナモー事務局 (Karim BENAMOR)	UNCA
〃	17時～	パリ弁護士会	ヤニック・サラ弁護士 (Yannick SALA) (パリ弁護士会理事) エルヴリン・リドー・ド・ロンカン弁護士 (Herveline RIDEAU de LONGCAMP) (パリ弁護士会理事)	LPA-CGR 法 律事務所

パリカルパ

日 時 2019年11月28日（木）
午前10時～午後0時50分
場 所 パリカルパ事務局
説明者 ジャン・シャルル・クレブ
(Jean-Charles KREBS) 事務局長
カトリーヌ・ルグアン
(Catherine Le GUEN) 会計責任者
ジャン・フランソワ・ブランダン
(Jean-François BLANDIN) 事務局



【ヒアリングの概要】

カルパの運営実務を担っているパリカルパ事務局を訪問し、パリカルパの組織、運営状況、資金運用の状況などについてヒアリングを行った。また、送金チェックの現場を視察し、チェックの詳細についてもヒアリングした。

【ヒアリング内容】

1 パリカルパの組織

- ・カルパの組織上のトップは弁護士会長であり、弁護士会長のもとに事務局長、会計責任者係、理事会がある。理事会の下に諮問会議が置かれており、また、弁護士会長代理が置かれている。そして、28人の職員が資金を管理している。
- ・パリカルパでは約20億ユーロの預託金が常時口座に留まっている。その内訳は裁判関係（家族関係や労働関係等々）が43%、その他の法律関係業務が57%である。
- ・フランスの約半分の弁護士が登録するパリ弁護士会では、そこで取り扱われる資金決済のチェックをパリカルパが管轄している。
- ・チェックの対象は広い範囲に及んでいる。どのようなタイプのリスクがあり、どういうリスクが重要かといった順位付けも可能になっている。
- ・今日では弁護士はインターネットを通じて直接カルパに関する操作をすることができる（これを「eカルパ〔イーカルパ〕」という。後述する。）。
- ・カルパによるチェックのレベルごとに次のとおり担当者が置かれている。

(1) 口座登録係

弁護士がeカルパで案件を登録すると、そのデータがカルパに届く。口座登録係はカルパに届いたデータをカルパとして登録する役割を担う。

(2) 口座管理係

送金目的等が適切なものかをチェックするとともに、データベースを見てリスク

がないかをマッチングさせる役割を担う。

(3) 弁護士会長代理

(2)で問題が生じた案件について判断するなどして、全体を監督する役割を担う。

(4) 最後に適合性を分析する人がいる（4万ユーロ以上の資金移動についてのみ）。

- ・口座管理係によるチェックは経験が必要であるため、そのほとんどは口座登録係の経験者から口座管理係になっている。
- ・パリカルパでは28人の職員のうち口座登録係は15人、口座管理係は4人、9人が秘書などの事務方である。これらはみな弁護士資格をもっていない。
- ・そのほかに、3人の弁護士会長代理と2名の役職者（mandataires sociaux）がいる。これらはみな弁護士であり、カルパの被用者ではない。

2 パリカルパの運用状況

- ・パリカルパで扱う取引は1日に約1800件。
- ・パリカルパだけで、2018年には247億ユーロの資金の取引がなされており、件数にして年間42万9626件の資金の移動手続が行われている。
- ・上記のうち、307件の資金の移動手続がパリカルパによって却下され、金額にすると2億8990万ユーロに及ぶ。大半の場合は、カルパの要請に対して弁護士が書類や情報を提供することで問題が解消し、手続の許可に至っている。
- ・預託金を引き出すときには、小切手でも振込送金の方法でも可能であり、円でもドルでもユーロでも利用できる。
- ・資金移動のチェックに際しては、案件の性質によってリスクの高低が類型化されている。リスクが高いとされる案件は、例えば、「不動産関係」「契約に基づく権利関係」「M&A関係」などである。その上で、弁護士が送ってきた根拠資料の情報によって送金に問題がないかどうかを具体的に検討する。
- ・関係する国がどこかによってもリスクの高低が類型化されている。マネーロンダリングやテロリズムにおける資金調達の観点から、リスクが高いとされる国がある（例えば、イラン）。
- ・クライアントや相手方の名前だけでは一般的にはリスクの判断はできない。ただし、マネーロンダリングやテロリズムにおける資金調達関係では、大手のデータベースであるダウ・ジョーンズ（Dow Jones）のデータベースでブラックリストに挙がっている人物がチェックされる。そのような場合、口座管理係又は弁護士会長代理から弁護士に照会がかかる（このような場合を「コントロールレベル3」と呼んでいる。）。
- ・ダウ・ジョーンズに情報を提供するのではなく、ダウ・ジョーンズのデータベースを利用するだけなので、弁護士の守秘義務との関係での問題は生じない。
- ・問題がある弁護士についての情報は弁護士会が持っているもので、そのような弁護士が関与した取引については慎重にチェックする。
- ・2019年末を目途に、クライアントがマネーロンダリングやテロリストに関与していな

いかを弁護士が自分でチェックすることができるシステムを整える予定である。送金元、送金先に問題がないかということ（いわゆる「KYC」〔Know Your Customer:顧客確認〕という作業）をダウ・ジョーンズのデータベースを用いてチェックできるようになる。カルパが行っているチェックの一部を弁護士自らができるというシステム。送金元、送金先の人物について姓名と生年月日を入力してチェックする。弁護士側の情報はダウ・ジョーンズに共有されることはないので、守秘義務は守られる。ウェブ上の画面に出る情報は簡潔なものなので、当該人物について問題があれば、弁護士からカルパに連絡してもらって、より詳細な情報を提供する。

- ・ 本来、弁護士はF A T Fの関係で顧客確認の義務を負っているものの、そこまでのチェック体制を整備できている事務所はほとんどないため、それを手助けするシステムである。カルパがサービスとして提供するものであるが、カルパの責務でもあると捉えている。

3 実演（eカルパのウェブ画面を使って解説）

- ・ 弁護士は、案件口座の開設に関しては、様々な情報を入力しなくてはならない。

例えば、次のような情報を入力する。

- ・ 口座情報
 - ・ クライアント、相手方の氏名
 - ・ 事件の性質（労働、家族法、等々）
 - ・ 資金を移動する金額
 - ・ 資金を預託する者の氏名
 - ・ 資金を預託する者と事件の関係
 - ・ 資金を移動する理由
 - ・ 通貨の種類
 - ・ 資金がどの国から来るか
- ・ 資金を移動する理由については根拠資料をアップロードしないとイケない。例えば、判決書や契約書など。私文書であっても案の段階のものでも良い。ただし、内容について疑問があったらカルパから当該弁護士に問い合わせを行う。
- ・ 支払は、当事者間でしか認められないのが原則。仮に、第三者にあるいは第三者から支払うということであれば、別途、当事者との関係を示す根拠資料が必要である。
- ・ また、資金を引き出す際には、例えば次のような情報を入力する。
- ・ 受取人の口座情報
 - ・ 受取人の氏名
 - ・ 受取人の性質（「売主」など）
 - ・ 引き出す金額
 - ・ 送金先の国名



- ・ 国際銀行コード（国際送金するとき）
- ・ 情報を入力すると24時間以内に送金が完了する。

4 送金のチェック等について（実施している現場で解説）

- ・ 送金の根拠資料（判決書など）は全部読む必要はなく、必要部分のみをチェックしている。
- ・ 各弁護士が案件登録に必要な情報をカルパに送ると、カルパは同案件のための案件口座を開設し、その口座番号を弁護士に知らせる。
- ・ 送金を認めないなどの、送金に関するカルパの決定に対して弁護士に異議があれば、カルパが設置した委員会に異議申立をすることが認められている。しかし、そのような事態になる前に弁護士会長代理と協議して解決することがほとんどなので、異議申立がなされることは極めて希である。



5 パリカルパの資金運用

- ・ 年間約200億ユーロがパリカルパを経由し、うち10%の約20億ユーロがカルパの口座に常に残っている。
- ・ 2019年の実績では1.17%の利率で運用している。一般的な利率は0.5%程度なので、カルパは良い利率で運用している。これは、数年前の、より利率が高いときの契約に基づき運用しているからである。
- ・ 資産の運用に際しては、①資産を減らしてはならないこと（したがって元本保証のある金融商品にしか投資してはならない）、②求められた際には支払ができる資産を準備しておかなくてはならないことが定められている。
- ・ 満期になったら現金化できる性質の金融商品に70%投資し、いつでも引き出せる形で30%預金している。
- ・ 満期になったら現金化できる性質のものとは、定期預金、社債、投資会社の元本保証型の金融商品などである。国債はパリカルパでは購入していない。
- ・ いつでも引き出せる形の預金には利息はつかない。
- ・ 年間の運用益は約2400万ユーロであり、このなかから、カルパの運営費と法律扶助の事務費が支出されている（注：運用益は他の使途にも支出されている。）。
- ・ パリカルパの運営費は約500万ユーロ必要であり、内訳は人件費が200万ユーロ、保険料が100万～150万ユーロ、BNPパリバへの業務委託料が39万ユーロ、そのほか、事務所の賃貸料、設備維持の費用、会計監査人に支払う費用、UNCAの会費、カルパ監査委員会への費用、情報機器にかかる費用、データベースの契約費用などである。
- ・ カルパが加入する保険は、カルパを通した場合に生じた弁護士の不祥事だけでなく、カルパを通さなかった場合の弁護士の不祥事にも適用される。すなわち、顧客が弁護

士に預けた金銭はすべてこの保険で保護される。

- ・カルパがあるために保険事故は非常に少ないので保険料は安価である。2019年には保険発動事案は1件もなかった。
- ・BNPパリバでは、パリカルパのための特別なチームを編成している。その人件費や、特別なシステムの開発費用などが業務委託料に含まれている。
- ・BNPパリバとは3か月に一度定例的なミーティングを実施している。
- ・BNPパリバの協力のおかげでM&Aへの対応も可能となっている。

以上

(訳注) 以下は、パリカルパに事前に文書で提出した質問事項に対して、帰国後に文書でいただいた回答内容を翻訳したものです。ヒアリング内容との重複もありますが、文書回答には独自の意義が認められることから、ヒアリング報告と併せて掲載します。文書質問に対する文書回答であることから、質問の趣旨が十分に伝わらず、回答とかみ合っていない部分が何か所かあります。

なお、本頁冒頭は、パリカルパのロゴです。パリカルパのご了解をいただき掲載しました。

1 CARPAの概要

Q カルパには何人の職員がいますか？各職員の役割はどのようなものですか？

A

- ・ カルパは、現役の弁護士会会長が代表（議長）を務めています。
- ・ 事務総長 1 名
- ・ 会計係 1 名
- ・ 運営委員
- ・ アドバイザー 1 名
- ・ 弁護士会会長代理 3 名
- ・ 職員 28 名
 - 受付係 2 名
 - 郵便担当秘書 1 名
 - 事務総長室付 1 名
 - 運営委員付 1 名
 - 口座登録係（取引担当） 15 名
 - 口座管理係（取引の決裁担当） 4 名
 - 適合性検査係アナリスト（レベル 1 と 3 の監査担当） 1 名
 - 17 条 9 項によるチェック監査官 1 名
 - 手続担当マネージャー 1 名
 - 事務長 1 名

Q パリカルパの口座に常時預託されている金額はいくらですか？その内訳はどのように
なっていますか？（例：M&Aに関連する資金、営業用資産の譲渡に関連する資金など）

A 20億ユーロ、内訳は以下のとおり。

- ・ 法律関係業務 = 57%
 - ※ M&A案件は、合併や買収に関する緊急の業務に相当し、通常、72時間を
超えて全資金を保管することはないため、資金が口座に残りません。他方、
特定の契約を保証することを目的とする資金の一部はカルパに残っていま
す。
- ・ 裁判業務 = 43%

Q 送金金額ごとの送金件数に関する統計はありますか？もしある場合、それらの情報を
提供していただけますか？

A 2018年

- ・ ヨーロッパからの資金移動は6万1872件、9億ユーロ
- ・ ヨーロッパ以外の外国からの資金移動は113件、0.5億ユーロ
- ・ ヨーロッパ宛ての資金移動は9万7807件、9.4億ユーロ
- ・ ヨーロッパ以外の外国宛ての資金移動は178件、0.6億ユーロ
- ・ その他のオペレーション
 - 現金化された小切手は10万2776件、2.5億ユーロ
 - 発行された小切手は12万0780件、2.1億ユーロ

2 監査機関について

各弁護士は、インターネットを通じて自由にカルパにアクセスし、必要な取引や照会を
行うことができます（案件、売上や残高の照会や、相手方が資金を受領しているかについ
て調べたりできます。）。

- a カルパのシステムの基礎となるのは、リスクの分析と分類です。その基準は様々です
が、弁護士は特に担当案件ごとにその事件の性質を明らかにする義務を負っています。
- b リスク管理システムは、リスクにさらされる度合いに応じて強化されています。

内部

外部

不法行為

マネーロンタリング及びテロリズムへの資金移動の防止

このシステムにより、私たちは義務を果たすことができます。

Q 問題事例を検出し、ブラックリストと照合する過程を説明していただけますか？コン
ピュータシステム上で行われるのでしょうか？

A

注：弁護士は、提供されたソフトウェアを使用して、事務所から直接、自分たちの取引内容を記録します。

○ 性質や役割に応じた様々なレベルでのコントロールを課すことによって、リスクの検出が可能となります。

- a 口座登録係：各取引の登録と検査をします。
- b 口座管理係：口座登録係による検査結果を確認します。国、取引の類型や関係者、経済的整合性等の諸要素を考慮にいて分析します。
口座管理係と口座登録係がコントロールに関与します。
- c データベース（ダウ・ジョーンズ）
外国との取引については、ダウ・ジョーンズのデータベースと照合します。
 - 1 関係者（自然人又は法人）の名前が制裁リストに載っていないか、資産凍結措置の対象となっていないかを確認します。
 - 2 その翌日にはマッチングの自動照合によって、関係者（自然人又は法人）の名前が制裁リストに載っていないか、資産凍結措置の対象ではないかをダブルチェックすることができます。
- d 弁護士会長の代理人（弁護士、弁護士会理事会の元メンバー）は、取引のリスクが高いと思料される場合に介入し、特別に検査をします。
- e 適合性アナリストは、翌日、4万ユーロ以上の取引全部をチェックします。このとき、補充資料が必要となることもあります。

Q 支払理由を確認する際に、どの程度、事件内容に関する情報を取得しますか？

A

- 弁護士は、一件記録を作成するときに、以下の18分類に従って、CARPAに案件の性質を申告する義務があります。
- ・ 賠償責任
 - ・ 家族関係
 - ・ 不動産の売却
 - ・ 動産の売却
 - ・ 賃貸借に関する合意
 - ・ 知的所有権
 - ・ 労働関係契約及び訴訟
 - ・ 融資と金銭に関する合意
 - ・ 会社法
 - ・ 債権回収
 - ・ 事業資金と貸借権の譲渡
 - ・ 行政、財政、通関手続

- ・ 刑事手続
- ・ 特定の項目が適用されない民事手続及び商事手続
- ・ 共有権の管理
- ・ 有価証券ポートフォリオの管理
- ・ 税務代理の委任
- ・ スポーツ法第L 222-7条の契約

- この18分類はフランスのすべてのカルパに共通しており、トラックファン（TRACFIN：会計省の管轄下にある課報機関。非合法の金融回路、マネーロンダリング及びテロリズムへの資金提供対策機関）にも通知されています。これにより、トラックファンは、税務資料提示要求権に基づいて、カルパに対する調査をすることができています。
- 弁護士は、カルパ口座を開設するに際し、取引の根拠となる法律文書や訴訟文書を明示する義務を負っています。これにより、弁護士によって示された事件の種類を検証することが可能になります。

Q 支払理由の確認をどのような手順で行っているのでしょうか？判決のどの部分をみていますか？確認にどの程度の時間をかけていますか？

A

- 調査項目：
 - ・ 当事者（依頼者と相手方）
 - ・ 業務の種類
 - ・ 資金支出が、業務の種類に合致していることの確認
 - ・ 金額 / フロー
- 1 記録あたり数分程度（2分）
- 作業の効率化とチェックの強化を目的として、2020年より文書自動読み取りプロセスが実施されます。

Q チェックの際に、対象となる弁護士の秘密にどの程度触れることになりますか？

A 秘密は守られています。チェックの手続は法令に基づいています。カルパは弁護士会の責任の下にあるチェック機関です。このチェックは職業倫理的な性質のものであり、弁護士会長の権限の下で実行されます。職務上の秘密は弁護士会長の保証の下、守られます。

注：カルパは、銀行が行うチェックを補完します。このカルパのチェック機能のおかげで、弁護士は職務上の秘密を第三者に漏洩することなく、カルパとだけ共有することができています。

Q カルパの職員が確認の過程で取得した秘密情報が、第三者へ漏洩されること防ぐため

にどのような措置が取られていますか？

A

- データソフトウェアは追跡可能であり、誰が、なにを、いつしているかということを知ることができます。
- 各種手続は、監査されています。
- スタッフは、守秘義務を負っています（雇用契約に守秘義務条項があります。）。
- 必要書類は、安全性を高めた“オンライン”プラットフォームを介して受信され、私たちのコンピュータシステムに直接保存されます。

Q 送金根拠の確認の過程で疑問が生じた場合はカルパから問い合わせが行われるとお聞きしました。どのような場合に問い合わせを行うのか、いくつか例を挙げてください。

A

- 皆様の訪問中に、職員たちとともに、既に実例は示しました。
- 不適合性やリスクの可能性が明らかになったときは、案件とその性質に応じて、google、ストリートビュー、船舶追跡サービス等のツールの利用や、商業登記データベースへのアクセスを通じて、補充調査を実施します。

Q カルパからの問い合わせは、誰に対して行われるのでしょうか？資金の送金元の代理人弁護士でしょうか、送金先の代理人弁護士でしょうか？それとも、その両方でしょうか？また、クライアント本人に問い合わせることはありますか？

A

- カルパからの質問に答え、要求された証拠書類を提供するのは、カルパに送金作業を依頼した弁護士です。
- カルパからの釈明に弁護士が対応しない場合は、当該弁護士が、弁護士会長代理（弁護士会のコンプライアンス担当者）から呼び出しを受けることがあります。事案によっては、カルパはオペレーションを拒否し、元の支払元に資金を返却することを決定する場合があります。
- カルパは、伝えられた情報に基づいて、チェックをします。

3 バックオフィスとチームについて／ダウ・ジョーンズへの加入

- 口座登録係によるRIB（IBAN）の要請及びその分析について
RIB=relevé d' identité bancaire（国内送金のための口座情報）
IBAN=International Bank Account Number（海外送金のための口座情報）
- 「制裁対象国」の警告が出ている場合、小切手をどのように現金化するかについて
- 法律行為又は訴訟行為の視覚化と様々なレベルでの我々の調査の説明

(1) カルパと提携銀行との関係

Q 提携銀行（パリカルパの場合BNP）とは日常的にどのような場面で連絡をとっていますか？その他、提携銀行との関係全般について教えてください。

A 銀行とカルパとの関係は、銀行との合意に基づいています。この合意の中には、弁護士という職業の特殊性に応じて、取引期間や取引に使用する技術についても定めた細目が含まれています。

(2) 預かり期間が長期間にわたる場合の資金の処理

Q 営業用資産の譲渡の際には、具体的にはどのような業務を行っていますか？

A 決済方法を管理するのは、カルパではなく、担当弁護士です。

Q M&Aチームではどのような業務を行っていますか？

A

- 皆様の訪問時にお渡ししたパリカルパM&Aチームの紹介パンフを見てください。
- M&Aチームは、適合性チェックを行うことにより資金移動の流れをサポートします。

Q M&Aについては、カルパの口座を用いることは義務的ではないと聞きました。これは、M&Aの場合、弁護士が、カルパとは別の口座でクライアントのお金を預かることができるということですか？ もしそうでない場合、「義務的ではない」とはどういう意味ですか？

A

- 法令では、弁護士が、弁護士名の銀行口座で資金を取り扱うことを禁止しています。弁護士が資金移動に関与する場合、弁護士は、カルパを通じてのみ行うことができます。
- 弁護士が資金移動に関する事項について一切受任していない場合、カルパを通すことなく、当事者間で決済することができます。

Q 営業用資産の譲渡やM&Aのために、カルパに長期間資金を預け入れたことにより生み出された「運用益」はどのように取り扱われるのですか？（ケースバイケースと理解していますが、どのように取扱いが決定されるのか、取扱いの具体的内容について説明していただけますか？）

A

- 営業用資産やM&A関連資産だからといって、私たちは区別をしません。カルパに預け入れられた資金は、各弁護士の受任事項に基づくもので、その資金保持と決済方法は当該弁護士に委ねられています。
- いくつかのケース、特に訴訟の場合には、預け入れられた資金と負債の保証額又はアーンアウト条項による価格は一致します。この場合、カルパは弁護士の求めに応じ、証書に記載されたクライアントに資金を移動することができます。このサービスは無料です。

4 投資/資金/費用

(1) カルパの運営コストと資金の運用状況

Q カルパを運営するためのコストはどの位ですか？また、その内訳はどうなっていますか？もしお手元があれば、関連資料を提供していただけますか？

カルパの運営に必要な不可欠なコストはどのようなものですか？また、それが総費用に占める割合はどのくらいですか？

A

- 巨額のクライアント資金= 20億ユーロが、1.17%の利率（平均利率）で投資されています。
- 運営費用= 520万ユーロ、役員の報酬を除く
 - ・ うち200万ユーロは給与
 - ・ うち100万ユーロは、弁護士が加入を義務付けられている保険（弁護士による不正行為のリスクの補償）
 - ・ 銀行との契約費用は、年間39万ユーロ
- 資金と費用の差額で、弁護士会の法的アクセスサービスのためのコスト及びその他諸費用を賄っています。

(2) カルパ資金の運用状況

Q カルパに留まっている資金の何パーセント程度を投資していますか？

A 資金の内72%にも及ぶ額が投資されており、市場機会を活用できるように現金を保管しています。

Q 資金の運用は投資会社などの専門家に委託していますか？（専門家に委託している場合）カルパは運用が適正に実施されていることをどのように担保していますか？

A

- 専門のサービスプロバイダーのサポートによる内部管理を行っています。
- 投資は、法令によって規律されています。法令は、毎年監査、及び、カルパに対して元金が保証されている投資先に対してのみ投資することを義務付けています。
 - ・ したがって、株式市場への投資は禁止されています。
 - ・ カルパは、カルパが保持している資金を常時表示できるようにしておく必要があります。

Q 定期預金の他、どのような運用を行っていますか？

A 元金が正しく評価及び保証されている投資先に運用を委託しています。

以 上

MANDEL&ASSOCIÉS法律事務所

日 時 2019年11月28日（木）

午後2時～午後5時

場 所 パリ弁護士会館会議室

説明者 エメ・マンデル

（Aimé MANDEL）弁護士

オリヴィエ・マンデル

（Olivier MANDEL）弁護士



【ヒアリングの目的と概要】

カルパのユーザーである弁護士の立場からみた、カルパの具体的な利用方法、カルパのメリットデメリットなどについてヒアリングを行った。また、公証人（notaire）と弁護士との業務領域、フランスの弁護士費用の請求方法についてもヒアリングを行った。

【ヒアリング内容】

1 はじめに

マンデル・アソシエ法律事務所は、エメ・マンデル弁護士が日本企業のクライアントを多数抱えて会社法、労働法等を扱っており、同弁護士の子であるオリヴィエ・マンデル弁護士が、知的財産権（特許、商標、意匠など）を得意分野として活動している事務所である。カルパを利用する弁護士の立場から、カルパのメリットデメリットや具体的な利用方法についてヒアリングを行った。

2 カルパを利用するメリット及びデメリット

- ・ 弁護士になるとカルパに当然に子口座が開設される。
- ・ 子口座の下に案件ごとの口座（案件口座）を開くとそのクライアントに関する金銭授受ができるようになる。案件口座は事件が終了すると閉鎖される。
- ・ パリカルパはBNP銀行と提携し、同銀行を利用している。
- ・ カルパの利用は、弁護士にとって義務というだけでなく、メリットもある。
- ・ 例えば、交通事故で保険会社側が保険金をカルパに預けておき、清算条項を付した和解が成立した後に、カルパを通じて被害者側に送金するという使い方ができる。
- ・ 資金の出所や振込先が問題ないかを照会する作業をカルパがやってくれることもカルパを利用するメリットである。
- ・ クライアントにとっても相手方に直接送金をする、自己の口座情報が相手に判明してしまうが、カルパを通せばそのようなことが起こらないというメリットがある。
- ・ デメリットとしては、カルパによる照会作業が行われることで、時間がかかると感じ

ることがある。

- ・例えば、ある損害賠償請求訴訟でA社が勝訴した際、支払はA社ではなく、実際に損害を被ったA社の子会社であるB社に支払ってほしいと考えたとき、それを実行するためには、カルパに対してA社とB社との関係を疎明する資料を色々求められるため、時間がかかる。
- ・カルパは当事者以外の第三者への支払いは原則として認めないとされている。

3(1) ケース①（相手方から金銭受領するケース）に関する説明

- ・ケース①は依頼者が2万ユーロを受領するケース。
- ・eカルパを通じてカルパの弁護士口座（子口座）の下に金銭を受け取るための案件口座を開設する。その際に、開設の理由と根拠資料が必要とされる。
- ・その案件口座の口座情報を相手方弁護士へ伝える（これによって相手方弁護士が振り込み可能になる）。
- ・カルパに相手方から入金があるとeカルパのウェブサイト上で確認できるようになる。
- ・入金した金銭を依頼者に送金をするようカルパに指示することもできる。送金方法は振込でも小切手でも可能。
- ・ケース①の場合は、小切手を用いている。この小切手は、カルパが振出人。弁護士会長のサインが予めなされており、これに代理人弁護士がサインをすることで有効な小切手となる。
- ・小切手には、案件口座番号及び子口座番号が記載されている。
- ・送金完了後、カルパから入出金を記録した書面が代理人弁護士に送付されてくる。
- ・カルパへの入金申し込みと、入金後の出金申し込みとを同時に行うことも可能。案件口座に入金があった場合、入金から48時間以内に入金確認が可能になる。
- ・なお、eカルパの利用が原則だが、ウェブサイトを用いずに書面でカルパに対する手続を行うことも認められている。

(2) ケース②（訴訟で敗訴し、相手方に送金するケース）

- ・資料では、クライアントを振出人とする小切手で

The screenshot shows the CARPA website interface. At the top, it says "CARPA de Paris" and "Généralistes Responsables Pénitentiaires de Paris". Below this, there's a section for "RELAS MAJDEL-JORJUES" with details like "RUE DE LA LOY" and "1800 PARIS". A table with columns "Date", "Origine", "Montant", "Débit", and "Crédit" is visible, showing a transaction on 02/03/2019 for 20,000.00. At the bottom, there's a section for "BNC PARIBAS" and "eCARPA" with a barcode and some text.

The screenshot shows the eCARPA website interface. At the top, it says "Agrafer vos chèques ici" and "eCARPA". Below this, there's a section for "Description du Débit" with details like "MAJDEL - ANNOUÏES 888" and "47 RUE SAINT ANDRÉ DES ARTS". A form with fields for "Nom du créancier", "Adresse", "Compte", "Téléphone", "N° de dossier", "Date de dépôt", "Montant total déposé", and "Nombre de chèques" is visible. At the bottom, there's a section for "État du décaissement" with a table showing the status of the payment.

カルパのマンデル弁護士口座に入金を行っている。

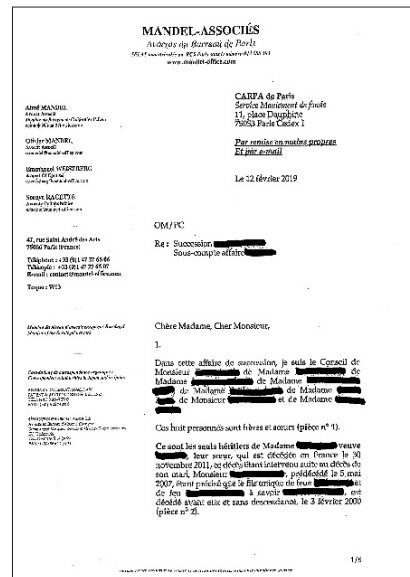
- ・相手方弁護士に連絡して相手方への支払方法を決める（このケースでは小切手）。
- ・このケースでは、カルパへの入金と2018年7月18日、カルパからの出金（相手方への送金）が2019年6月26日と期間が空いている。その理由は、係争中（和解協議中）に、一部金員をカルパに入金させ、支払意欲を相手方へ示して和解を有利に進めるということをしたからである。カルパはそのような使い方をすることもある。
- ・最初にカルパに入れた額と最終的な出金額が異なっても良い。後から追加で入金することも、入金額の一部のみを送金することも可能（ケース②は最初に入金した金額よりも多く支払ったケース）。

(3) ケース③（遺産分割交渉事件のケース）

- ・フランスでは相続案件は通常公証人が扱うが、弁護士がかかわることもある。
- ・ケース③は、被相続人の遺産である家屋を売却して相続人間で分けるという案件。公証人が不動産の売却を行った後、売却代金をどのように配分するかという点を含めた遺産分割をマンデル弁護士に依頼してきた（相続人らが国外〔アメリカ、ギアナ〕にもいて当事者との連絡が煩雑であったためなどの理由）。通常は公証人の仕事だが、その公証人は自分でやりたくなかったので、依頼してきた。
- ・マンデル弁護士はカルパに長い手紙を出して書面でカルパに様々な指示をした。
- ・また、次のような様々な資料をカルパに提出した。
 - ・法定相続人全員からの依頼であることを示す委任状
 - ・全員の家族手帳（livret de famille：戸籍謄本のような役割をもつフランスの手帳）
 - ・不動産売却代金の分割方法を記載した書面（遺産分割協議書）
 - ・遠隔地なので小切手でなく振込とすることにしたため、各相続人の振込先口座情報
- ・また、公証人が預かっていた被相続人の預金をカルパ口座へ振込送金してもらった。
- ・カルパは相続人8人へそれぞれ送金してくれた（国内送金とは異なり、国際送金の振込手数料はカルパが負担しない）。

4 カルパから報酬を控除することについて

- ・依頼者の書面による合意があれば、カルパにある資金を依頼者へ返還する際に弁護士報酬を差し引くことができる。
- ・報酬は、そのような方法でカルパを通して弁護士に支払われても良いし、それとは関



係なく直接クライアントから支払われても問題ない。

- ・ 弁護士と依頼者との間で報酬についてのトラブルがあった場合、弁護士会長の裁定を求めることができる。
- ・ カルパ口座からの弁護士報酬の差引きを行うことで、カルパに自分の具体的報酬金額が判明することになるが、フランスの弁護士の多くはそのことを特に気にしていない。それは、カルパは銀行ではなく弁護士のために運営されている金庫で、弁護士会長の監督下にあるからである。むしろ、通常の銀行口座を利用すると銀行に知られてしまう。それよりもずっと良い（注：背景として、フランスにおける弁護士個人と弁護士会及び弁護士会長との強い信頼関係の存在があると思われる。）。



5 フランスの弁護士の業務領域について（公証人との関係）

- ・ フランスでは、原則として、相続と不動産関係の仕事は公証人が独占している。
- ・ 歴史的に中世から、紛争性のない相続は公証人が扱ってきた。
- ・ 弁護士も相続に関わるが、相続人同士で紛争が生じた場合に訴訟等をするのが弁護士の役割。
- ・ そもそも被相続人が死亡すると銀行が公証人へ直接預金等を送金するので、一般には弁護士がかかわる余地がない。
- ・ 紛争性のない事案で弁護士が関与して遺産分割協議書を作ること自体はできる。しかし最終的な相続手続は公証人が関与する必要がある。
- ・ 不動産登記手続には公正証書が必要不可欠なので、相続財産に不動産がある場合には、公証人の関与が必要。
- ・ 例外は、依頼者が遺産分割を大審裁判所へ持ち込んだ場合は公証人を介さなくても良い。しかし、遺産総額が1万ユーロ（金額は不正確かもしれないーマンデル氏）以下のケースに限られると思う。
- ・ 不動産譲渡については、公証人の独占。紛争事案についてだけ弁護士が関与する。
- ・ 営業用資産の譲渡の場合は（登記不要なので）弁護士が扱うことが多いのではないかと。

6 フランスの弁護士費用とカルパについて

- ・ 訴訟事件は、着手金報酬金制で請求することが多い。
- ・ マンデル事務所の場合なじみの顧客については、着手金をとらない場合が多い。
- ・ 依頼者が会社の場合は年間いくらという定額方式や、タイムチャージもある。
- ・ 顧問契約もある。

- ・カルパは資金送金のための制度なので、着手金はカルパにいれる必要はない。
- ・フランスでは日本と異なり訴訟を始める際にあまりお金はかからない。商事裁判所（tribunal de commerce）の場合は最初に数十ユーロ支払うことを求められるが、通常の裁判所では執達吏（huissier）にかかる費用くらいである。したがって、通常、実費は独立して預からない。
- ・フランスでは訴訟費用（注：弁護士費用の一部も訴訟費用に含まれる）の負担も裁判官の裁量であり、判決において決められる。多くは敗訴者負担となる。

以上

DELHOMME法律事務所

日 時 2019年11月29日（金）
午前10時30分～午後0時30分
場 所 デローム（DELHOMME）
法律事務所
説明者 マキシム・デローム
（Maxime DELHOMME）弁護士
リリ・ディエネ
（Lilly DIENER）弁護士



【ヒアリングの概要】

カルパのユーザーである弁護士の立場からみた、カルパの利用方法、カルパと守秘義務の関係などについてヒアリングを行った。また、フランスにおける弁護士報酬や、弁護士と弁護士会との関係などについてもヒアリングを行った。

【ヒアリング内容】

1 カルパ制度の趣旨及び目的について

- ・カルパのメリットの一つとして、クライアントの銀行口座情報の秘密を守ることができる。カルパをつかわずクライアントが直接相手方に支払うことは可能だが、そうすると、相手方に自分の銀行口座情報を知られることになり、差押えなどのリスクを負うことになる。
- ・まだ銀行預金の利率が高かった時代に、ある弁護士がカルパとは別の自分の口座にクライアントからの預託金を送金させたことがあった。ところが、これを税務署から弁護士報酬だとみなされて、高額な税金を払わされることになった。カルパを利用すれば、クライアントを守ると同時に弁護士も守られる。
- ・カルパができた当時は、資金移動に各弁護士が所持する専用の小切手帳を使っていた。ところがこれを利用した横領などの不正が発生したことから、もっときちんとしたコントロールが必要ということになり、カルパを通じた決済を行う時には、添付書類に基づく審査が必要ということになった。
- ・昨日、弁護士保険の保険会社担当者に会ったので聞いてみたが、カルパを利用した弁護士の不祥事はほぼ存在しないということであった。問題が起きるのは弁護士がカルパを利用しないときである。

2 カルパを使わない場合の不祥事のケース

- ・昨年、被害者側の代理人をしていた弁護士が、相手方から支払われた損害賠償金を自

分の口座にいれさせて、それを自分の報酬だと言い張ったケースがあった。弁護士がクライアントとの間で報酬金をあらかじめ決めておくことをしていなかったケース。クライアントから報酬に関する不服申し立てがされて明るみに出ることとなった。

3 フランスの弁護士報酬について

- ・フランスでは、契約書作成について、弁護士の倫理的な義務とされている（注：2015年8月6日の法律によって法的義務にもなっている模様）。契約書を作成しておく、後日請求の根拠になるという利点がある。
- ・デローム弁護士は、顧客との信頼関係があることから、契約書を作成せずに働くこともあるとのことであった。
- ・フランスでは、弁護士会規則等で弁護士報酬の基準は定められておらず、クライアントとの間で、適正な範囲において自由に決められる。
- ・ただし、弁護士報酬の適否については、弁護士会長が裁定して、報酬額を増減額できる。会長の裁定は、弁護士あるいはクライアントからの申立によって実施される。これに不服な場合は控訴院を第一審として裁判所に提訴することができる。このような弁護士会長の裁定権限は法律で定められている。
- ・フランス弁護士の報酬はアメリカの弁護士ほど高くない。アメリカでは30%ほどであるが、フランスは概ね10～15%程度。アメリカが高いのは、証人や鑑定人に支払う費用など、訴訟に多額の費用を要することが理由であろう。
- ・フランスでは、完全成功報酬は禁止されている。しかし、それほど意味のあることではないと思う。例えば、自分は成功報酬しかとらなかった事件を遂行したことがある。少額株主の代理人として、とても大きな会社を訴えたという事案だった。それは無償で働いてもいいと思っていた事案だった。

4 カルパの刑事事件における利用について

- ・フランスでは刑事事件のなかで損害賠償を払わせる仕組みがあるため、その際にカルパを利用することはある。
- ・しかし、通常、保釈金はカルパには入らない。保釈金はクライアント又はクライアントの家族が直接、預金供託金庫（ケッス・デ・デポ:Caisse des depots et consignation）に支払う。支払手続は小切手でも銀行送金でも可能であり、特に弁護士が関与しなくてはならないような困難なものではない。
- ・弁護士がそのお金をクライアントから預かって預金供託金庫に払い込む時にはカルパを通して支払うが、それは、複数人から保釈金を集めて弁護士が預かるような例外的な場合。その場合は弁護士がカルパで預かって預金供託金庫に払い込む。
- ・保釈金の原資が被告人の銀行口座にある場合には、裁判官によって手続がとられる。
- ・フランスには、保釈金を他の機関が保証するという日本のような制度はない。

5 eカルパについて

- ・弁護士会のwebサイトと同じページにあるので、eカルパ利用者が増えている。
- ・eカルパへの入力、は、弁護士自身ではなく秘書が行うことが多い。

6 カルパと守秘義務について

- ・カルパ利用に当たり、カルパ職員が決済に必要な添付書類を読むこととなり、事情を知り得ることとなることは問題だとは考えられていないのかという質問だが、カルパ職員は法律事務所の秘書などと同じ、秘密を共有するコミュニティの一員である。また、彼らも職務を遂行する上で守秘義務を負っているから問題ないと考えられている。
- ・また、カルパが共有する情報は、あくまで資金移動に必要な範囲にとどまり、依頼者が本当に隠したいプライベートの情報まですべて共有されるわけではない。
- ・むしろカルパによってある種の秘密を守ることができる。例えばこんなことがあった。飛行機の墜落事故があって刑事裁判となった(過失致死に問われた)。大審裁判所では刑事責任は免れたが控訴された。控訴院初回期日の1か月前に被告人側の弁護士の1人がカルパを通して保険会社から受領した賠償保険金を遺族に支払った。控訴院の期日で裁判長が「誰が賠償金を支払ったんだ。誰が責任を自認したんだ。」という質問をしたところ、被告人側の弁護士は口をそろえて「カルパだ!」と答えた。裁判官はカルパの中身を調べることはできない。このようにしてカルパが訴訟に関わる弁護士を保護することもある。
- ・他方でカルパを敢えて使わないということもある。自分も株主から提訴された大会社の代理人をつとめた際、原告に対して金銭を支払うのにカルパをつかわず、クライアントから直接支払ってもらったことがある。これは、支払ったことがカルパを通じて証拠に残ると、あとからもっと払えなど、ゆすりのようなことをされるリスクがあったから。このように、証拠が残らないよう、敢えてカルパを通さないということもある。
- ・カルパにおいてチェックされるのは事件内容というよりも決済による金銭の動きに必要な限度での情報である。したがって、守秘義務違反という問題にはならない。
- ・フランスのクライアントは、弁護士が契約書や判決を見せることにあらかじめ同意しているのかという質問であるが、カルパを通さないとお金を払うことはできない(個人口座を知られてよいのであれば別だが)。したがって、カルパにそういった書類を見せることに特に抵抗はない。
- ・カルパに支払われた資金の中からクライアントとの合意の上で弁護士報酬を取得できるが、これを行うと具体的報酬がいくらかを弁護士会に知られてしまうことになる。



そのことに問題はないのかという質問であるが、そのことよりも、報酬を確実に回収できる安全性のメリットが大きいと考えている。

- ・カルパに対し、判決などの送金根拠資料を見せることに抵抗はないのかという質問であるが、もし秘密にしておきたいのであれば、カルパを利用せず、直接当事者同士で送金すればいいだけのことである（カルパを利用しない代償として相手方に銀行口座情報を知られることになるが）。したがって、抵抗はない。

7 弁護士と弁護士会等との関係について

- ・弁護士会長は、政治的パワーがあるので政府に対して弁護士を代表してものを言うときなどは強く出ることもあるが、弁護士にとっては自分たちを守ってくれる頼りになる存在である。
- ・歴史的に見ると、フランスの弁護士は、革命を行った職種であり、権力に対抗する存在。その長として弁護士会長は存在している。その点、日本と弁護士の在り方が違っているのではないかと（「三銃士」がフランスの弁護士のエスプリである。）。
- ・フランスにおいても弁護士会が懲戒権を持っている。
- ・弁護士会長（バトニエ：bâtonnier）の語源はバトン（棒、指揮棒、警棒）、外にも内にも攻撃する権限があることを意味する。
- ・懲戒権をもつ弁護士会から普段の活動を知られるのは嫌ではないのかという質問であるが、弁護士会と裁判官、どちらからのサンクションを望むかといわれれば、弁護士会からではないか。
- ・フランスでは、弁護士会長の懲戒権行使について、第三者審査機関はないかという質問であるが、そのようなものはない。不服申立手続として控訴院を第一審として提訴することができる。イギリスのソリシターは第三者機関が懲戒権を行使するということだが、イギリスのソリシターは、フランスでは弁護士（avocat）ではなく公証人（notaire）に相当する。不動産取引など、性質上監視が必要な仕事はフランスでは公証人の仕事であり、フランスの弁護士は行っていない。したがって、ソリシターの監督の問題とフランスの弁護士の監督の問題は性質が異なると思う。

以上

LPA-CGR法律事務所

日 時 2019年11月29日（金）
午後 3 時30分～午後 5 時30分
場 所 LPA-CGR法律事務所
説明者 ヴィルジン・マルテル
（Virgine MARTEL）弁護士
戸崎愛理弁護士



【ヒアリングの概要】

カルパのユーザーである弁護士の立場からみた、カルパの利用方法、カルパとほぼ一体のものとして運用されているセケストル・ジュリディック（Séquestre juridique）の利用などについて、ヒアリングを行った。また、フランスにおける弁護士の職域（公証人との関係、成年後見業務）などについてもヒアリングを行った。

【ヒアリング内容】

1 弁護士からみたカルパ制度

- ・（マルテル弁護士）専門は、資産管理と相続である。
- ・フランスの弁護士は、クライアントからお金を預かるときはカルパを通さなければいけない（1971年12月31日の法律第53条第9項）。
- ・カルパには次の2つの利点がある。
 - 1 資金をクライアントから確実に受領して相手方に渡すことができるということ。
 - 2 相手方が小切手を振り出したときに決済可能性をカルパが確認するので決済を確実にできること。
- ・決済されないリスクがある相手方本人の小切手を直接受領するのとは異なり、カルパを通すと必ず支払がなされるため、弁護士は安心して仕事ができる。

2 e カルパの実演

- ・デモの手順は概ね次のとおりであった。
 - ① USBを挿入して暗証コードを入力し、eカルパのサイトに入る。
 - ② 案件番号を入力し、同案件の画面を開く。
（依頼者から同案件口座宛に送ってもらっている資金を相手方に送金する場合）
 - ③ 送金先の名称を入力する。
 - ④ 送金先がどのような性質の人であるかを入力する。
例えば会社を譲渡した人
 - ⑤ 弁護士報酬を受け取る場合は、その旨を入力する。

弁護士報酬を受け取る場合は、クライアントの報酬取得に関する許可証明書が必要である。クライアントがユーロ圏以外のところにいるときは、外貨の問題が生じないので、クライアントの許可証明書によってカルパから弁護士報酬を取得できるというシステムは弁護士にとって便利である。

⑥ 弁護士報酬を小切手で受け取るか、振込送金してもらうかを選択する。

小切手を選択した場合、受取方法を選択することができる。受取方法の選択肢は色々ある。バイク便のようなもので郵送してもらうとか、裁判所に設置されている自身のレターボックスに投函してもらうなどの方法もある。



3 カルパ利用上の注意点

- ・マナーロンダリングや他の不祥事を避けるため、カルパの審査は非常に厳しく、少しでも問題があれば、「新しい証明書を送付してください。」などと連絡を受ける。
- ・例えば本日、戸崎弁護士に対し、口座受取人名が契約書に書いた会社名と一致していなかったとして、カルパから、「受取人は契約書記載の法人と別の組織なのか同一法人なのか」という問い合わせがあった（日本の会社）。その会社は会社名以外に部門の通称を使っており、その通称が口座名にも記載されていた。カルパは日本の銀行発行の口座情報に関する書類の提供を求めたが、それはとても時間がかかるので、同一法人であるということをカルパに電話で説明した。そうしたところ、その旨をEメールで送信することでよしとしようということになった。そういったやりとりがカルパとの間では時々行われる。
- ・裁判で結論が出ていない段階で予め一定の金銭をカルパに預託する場合には、その根拠資料としては、例えば訴状や準備書面を添付することになる。

4 セケストル・ジュリディックについて

- ・カルパそのものとは一応別物だが、パリにはセケストル・ジュリディック（Séquestre juridique）という長期間金銭を預託できる部署がある。セケストル・ジュリディックは、エスクローエージェントとして機能する。
- ・例えば、会社の株式の買収をするというときに、売主に代金をすぐ100%支払うのではなく、売買代金のうちの一定額を、売主に表明保証違反の債務不履行があったときの損害賠償の担保として取り置いておくという契約を行うことがある。取り置く金額や期間は当事者及びセケストル・ジュリディックの三社間の契約で定める。その際に、セケストル・ジュリディックに担保として20%の金銭を預託しておくといった形で利用する。

- ・ M&A業務を行うとき、資金の預け入れについて個々の弁護士のカルパ口座を利用することもできるが、パリカルパのM&Aチームに依頼して行うときには、セケストル・ジュリディックを利用する。
- ・ なお、セケストル・ジュリディックに金銭を預託する場合も、必ずカルパを通して行う。
- ・ セケストルジュリディックの口座に入っている運用益を当事者のいずれにどう帰属させるのかは、当事者の合意で定められる。
- ・ セケストル・ジュリディックに金銭を預託する場合、手数料がかかる。例えば、約250万ユーロを3年間預託した際、5000～7000ユーロの手数料を支払った。この手数料を誰が支払うかも当事者の合意で定められる。

5 弁護士の業務範囲に関連したカルパの利用形態

- ・ 相続案件であっても不動産が無い場合は、必ずしも公証人が関与するものではなく、弁護士が関与することがある。ただし、不動産が無い場合でも、公証人が関与しなければいけない案件もある。
- ・ 相続案件で弁護士が関わる場合でも、被相続人の財産を弁護士のカルパ口座にまとめるということは、(理論的には可能だと思うが) 普通はしない。遺産分割が合意されるまでの間、被相続人名義の預金は銀行でそのまま保管される。
- ・ マルテル弁護士が行っている財産管理業務というのは、クライアントが外国にいる場合など特殊な場面での業務であり、日本の弁護士が想定する「財産管理業務」とは異なる。
- ・ フランスの弁護士は成年後見業務をすることができないので、成年後見の場面でカルパが利用されることはない。成年後見業務は、mandataire judiciaire（注：正式名称はMandataire Judiciaire à la Protection des Majeurs略称MJPM、直訳すると「成人保護のための司法代理人」）という別の職種が行っている。
- ・ 日本の弁護士が高齢者などをクライアントとして行う財産管理業務のような業務についてだが、フランスでは、高齢者の財産を弁護士が預かって管理するという形態は認められていない。もしそのような業務を弁護士が行おうと思えば、依頼者名義の口座について、弁護士が入出金の都度依頼者の委任状を取得して、依頼者の代理人として資金移動を行うほかない。

以上

フランスの公証人

フランスでは、公証人（ノテール：Notaire）と呼ばれる法律職が法律業務において重要な役割を果たしています。

フランスの公証人は、公正証書の作成など、日本の公証人と同様の業務も行っています。しかし、不動産の売買の際には必ず公証人が関与しなくてはならないなど、日本の公証人よりもその職務範囲は広く、日本の弁護士が実施している業務の一部もフランスでは公証人によって担われています。ただし、当事者すべてに対する公正さが求められる法律職であることから、紛争性のある事案は弁護士の業務領域になるようです。

今回の調査では、マンデル・エ・アソシエ法律事務所とLPA-CGR法律事務所の2か所において、主に相続の場面での弁護士と公証人の業務範囲について話題になりました。ヒアリングではこの点について十分明らかにすることができませんでした。その後、調べてみると、相続案件において、①遺産に不動産が含まれている場合や、②遺産総額が5000ユーロを超える場合、③配偶者間で遺言や贈与が存在する場合などには、公証人の介入が必要になるようです。①や②の場合には、公証人だけが作成権限を持つ証明書（①では不動産所有権証明書、②では相続人であることを証明する相続証明書）が相続手続に必要とされています。

CADIOU & BARBE 法律事務所

日 時 2019年12月2日（月）
午前11時～午後0時20分
場 所 カディオ・エ・バルブ
(CADIOU & BARBE) 法律事務所
説明者 ミュリエル・カディオ
(Muriel CADIOU) 弁護士



【ヒアリングの概要】

カルパのユーザーである弁護士の立場からみた、カルパの利用方法、離婚事件におけるカルパの使われ方、カルパと守秘義務の関係、カルパを利用するメリットデメリットなどについてヒアリングを行った。

また、カディオ弁護士は、離婚事件を主に扱っていることから、フランスにおける離婚事件の状況や離婚に関する法制度、近時の法令改正の状況などについても意見を伺った。なお、同弁護士は「法と手続協会」という団体の代表をつとめており、離婚紛争処理に関する今般の制度改革に尽力した人物である。

【ヒアリング内容】

1 はじめに

- ・私は、家族関係についての紛争、特に離婚を主に扱っている。
- ・私が説明できるのは、普通の弁護士がどうカルパを使っているかについてである。

2 カルパの機能

- ・カルパは、資金が通過するものであり、金融機関のように機能している。
- ・私たちのクライアントから、相手方のクライアントへの資金の通過のために使われる。
- ・また、株式譲渡や、営業用資産の譲渡にも使われている。

3 カルパの使い方の具体例

- ・例えば売買の場合は、買主から売主への購入代金の送金に使われる。カルパが代金の支払を仲介する形になる。
- ・カルパには、各弁護士の子口座があり、そして事件ごとの孫口座（案件口座）がある。
- ・訴訟の場合には、訴訟が起こる度にその案件の案件口座が作られる。判決により支払いが命じられると、カルパを通した送金が行われる。

4 カルパを使うメリット

- ・直接資金を支払わないことの最大のメリットは、お金の移動についてカルパを通すことで裏付けを作る結果、透明性が確保されること。資金の移動を全てわかるようにすることができる。この結果、判決どおりの内容が実現したことがきちんと保証できる。
- ・もうひとつのメリットは、どこから資金が来ているかをカルパが確認することができる。弁護士が扱っているお金の出所が怪しいと思ったときに、カルパが介入して調査することができる。カルパは弁護士のための私的な金融機関であり、弁護士にとってコミュニケーションをとることが楽な組織である。
- ・3つめのメリットは、カルパは非常に大きな金額を運用しており、弁護士の退職後の年金の資金源になっている。
- ・資金決済に際して必ず弁護士が預かってカルパを通さなければならない倫理的な義務はない（注：弁護士を経由しない当事者同士での決済は可能）と私は理解している。しかし、強くそうしろと言われているし、利用することにメリットがある。

5 離婚事件の場合

- ・離婚事件においては、2人の当事者の間でお金を支払うのにカルパを使っている。
- ・支払義務者である当事者側代理人弁護士のカルパ口座にお金が入れられ、判決が下った場合又は当事者間の協議（和解）ができた場合に、判決書や和解調書を根拠としてカルパを通してお金が振り込まれる。

6 守秘義務との関係

- ・カルパに知られることに抵抗はないかという質問に対しては、あまり抵抗はないという回答になる。
- ・きちんとお金が渡ることのメリットの方が大事。すべての金融機関には守秘義務があるがカルパにもあるのではないか。

7 カルパを利用するかどうかは、案件の性質により左右されるか

- ・隠し子がいた、不祥事案件など、表に出したくないタイプの案件の場合はカルパを使うことにためらいはないのかという質問があった。質問の意図は理解できる。判決などの送金根拠となる資料をカルパに出さなければならないから。しかし、カルパは秘密を遵守するから問題ないと考えている。

8 課税関係

- ・カルパを通すと、税務当局はそれを調査対象とできるかという質問があったが、自分にはその点はわからない。
- ・カルパのユーザーである一弁護士としては、カルパはとても快適で、安全性を確保してくれるので、安心できる。顧客から不満が出されたこともない。

- ・批判が一つあるとすれば、お金がわたるのに時間がかかることである。ただ、その間は運用益が出ているとはいえる。

9 依頼者の情報の漏洩など

- ・弁護士会の役員がカルパを通じた入出金を調べられるとすると、各弁護士の顧客や、収入の多寡がある程度わかるはず。そのことは嫌ではないかという質問があった。まず、カルパで働いている職員が知ったとしても職員は弁護士ではないので関係ない。役員については、知ろうと思えば知ることができるはずだが、そもそも各弁護士の収入は、役員は知っている。これはフランスでは収入に応じて各弁護士の弁護士会費が決まる仕組みになっているために、弁護士は年に一度収入を弁護士会に知らせなくてはならないからである。したがって、カルパの場面で気にするものでもない。
- ・カルパを通るお金はクライアントのお金であって、弁護士のお金ではないから、そのお金の動きがカルパに知られたとしても何も問題はない。
- ・依頼者の秘密が守られるのかということについて、心配はないかという質問があった。もちろん依頼者の秘密保護はフランスでも大事だと考えられている。カルパ制度が創設された時にはそうした問題が議論されたのかもしれないが、現在そのような心配はされていない。

10 離婚事件について

- ・離婚事件について、フランスでは養育費や離婚補償手当（*prestation compensatoire*。扶養的財産分与と慰謝料的財産分与の性格をもつ）が支払われると聞いているが、それはカルパを通じて行うのかという質問があった。現在、フランスでは離婚の60%は協議離婚。当事務所が取り扱う案件では80%が協議離婚。協議離婚が成立した場合の離婚補償手当の支払は、カルパを通す。
- ・養育費と離婚補償手当は別に考える必要がある。離婚補償手当は一括払いされるのでカルパを通して決済可能である。
- ・他方、養育費は毎月支払われるものである。養育費を払わない人はフランスでもたくさんいる。その場合、銀行口座や給与を差し押さえることになる。また、国の家族手当金庫（*Caisse d'allocations familiales*）を通して払わない人に払わせるという制度がある。これは割と新しい制度である。養育費を払わない場合は、刑事責任が発生する。フランスでも毎月払いとされることが通常である。ただし、養育費の送金は（月々の支払であることから）カルパを通さない。
- ・養育費について、金額の合意ができていない時点で、とりあえずのまとまった金額をカルパに入れて、決まった後にカルパから毎月支払うことはあるかという質問があった。このような場合はカルパは通さず、直接支払うようにする。カルパは定期金債権の支払には使えない。

11 カルパ口座を作るタイミング

- ・係争開始段階か、判決段階かという質問があった。これは、お金を払うことが確定した段階である。特殊なケースで、1人のクライアントに複数の案件がある場合でも、一つ一つ口座を作って混ざらないようにしている。

12 離婚事件についてのフランスの法制度など

- ・協議離婚について、弁護士が介入しなければならないという法律上の制度になっている。なお、その場合も最後は公証人（ノテール：notaire）が書類を作る。
- ・3年前に協議離婚制度ができた（それまでは裁判離婚しか認められていなかった。）。
- ・現在はさらに強化され、離婚以外の民事訴訟についても弁護士強制にしようという動きになっている。政令（デクレ：décret）で今年の12月10日に決められる予定。
- ・フランスは弁護士を保護しようとしており、訴訟については必ず弁護士をつけなければならないという流れになっている。商事裁判所（tribunal de commerce）も現在は弁護士をつけないのが原則だが、弁護士代理を義務づけるようになる方向である。ただし、5000ユーロ以下の案件は、弁護士は介入しなくてよい。
- ・弁護士の業務の利便性のため、訴訟をIT化する動きがある。その背景には、訴訟に関わるのは弁護士だけにした方が、手続が簡単になるという考えがある。
- ・しかし、弁護士強制は法律扶助と一体となっている。すべての人が司法にアクセスしやすいようにすべきというのが政府の考えであるから。
- ・また、弁護士強制は本人訴訟を減らして、司法の負担を減らすためでもある。裁判官が足りないという事情から訴訟が長期化するという問題が背後にある。

13 カルパ利用の実感

- ・離婚のことで、100万ユーロという高額のお金が動いたことがある。この時、カルパがなければ不安だった。カルパがなければマネーロンダリングを疑ったと思う。

14 フランスの法律扶助（aide juridique）制度について

- ・すごくよく機能しているかと言われればそうではないと思うが、機能していると思う。全くお金がない人には役立っているが、少しある人にはうまくいっていない。月収1500ユーロ以下が基準。

15 弁護士報酬について

- ・当事務所には、10人の離婚のスペシャリスト弁護士がおり、タイムチャージ制である。事件の費用を一括払い（着手金、報酬金方式）でやる弁護士もいる。
- ・報酬は自由に決められる。簡単な訴訟であれば安くできて、難しければ高くなる。顧客が満足できるかが基準。
- ・パリの場合、専門の弁護士はタイムチャージ。250ユーロ～1500ユーロ／時。アーンスト＆ヤング法律事務所の弁護士は上限（1500ユーロ）を取っていた。私たちの事務所

は250～400ユーロ。

以上

UNCA (Union Nationale des CARPA:全国カルパ連合会)

日 時 2019年12月2日(月)

午後2時～午後4時20分

場 所 UNCA

説明者 アモー・ドゥラ・ブルニエール

(Amaud de La BURUNIÈRE) 理事長

ジャン・クリストフ・バチヨン

(Jean-Christophe BATJON) 名誉理事長

カリム・ブナモー

(Karim BENAMOR) 事務局



【ヒアリングの概要】

フランス全土のカルパを統括している全国カルパ連合会（UNCA）を訪問し、UNCAからみたカルパの意義やカルパに対する監督の実際、フランス全土のカルパの状況などをヒアリングするとともに、日本にカルパを導入することについてのアドバイスを受けた。

【ヒアリング内容】

1 UNCAからみたカルパの任務及び概要

- ・ 弁護士間の資金決済の取り扱いをする

その際に行われる主なチェックの内容は、次のとおり（1996年7月5日アレテ（arrêté）第8条）。

(1)案件の名目と種類

(2)預託された資金の出所

(3)資金の受益者の身元

(4)弁護士による金銭の支払行為と、同弁護士が職務上遂行する法的活動又は法廷活動との関係

- ・ ある資金の移動手続が、1つ以上のチェックポイントについて問題があると判断される場合には、カルパはその手続を拒否することができる。
- ・ もう1つの任務としてカルパは法律扶助に関して国家から資金を預かって管理運用をするというものがある（今回のヒアリングでは割愛）。
- ・ フランス全体で弁護士は6万8000人、パリ弁護士会には3万人いる。パリカルパが雇っている職員は約50人である（最近コンピュータシステムを改良したので今後はより人件費を節減できる。）。パリ弁護士会が雇っている職員は200人いて、弁護士会が雇っている人の中でパリカルパのために仕事をしている職員もいる。
- ・ 常にカルパに残っているお金の平均値の一定割合が投資に使われていて、その利益が

カルパを運営する財源になっている。

- ・フランス全土には124のカルパがあつて、164の弁護士会がある。つまり、弁護士会一つにカルパ一つではなく、いくつかの弁護士会がまとまって一つのカルパをつくっている。これは、カルパの運営上の観点からである。
- ・カルパは弁護士会によって作られた組織である。そのことは法律で定められている。
- ・カルパは弁護士会の権威を後ろ盾にしているが、弁護士会からは独立した組織。
- ・カルパと弁護士会でいくつかの資源を共有することができる。人材とか経理部門とか事務所など。それに係る維持費等を分担しあつて共有することができる（両者で合意書を締結してお互いに負担割合を決めている）。

2 カルパの運営で必要となる費用

- ・費目としては、職員の人件費、情報機器の設備にかかる費用、事務所の賃料、送金チェックにかかる費用等、様々ある。
- ・全国124のカルパでの取引件数は年間104万7000件あり、取引額は年520億ユーロである。
- ・弁護士会ごとに規模が異なることや、どのくらいお金が動くのか、またもう1つの任務である法律扶助との比較で費用のかかり方も違うことから、カルパの運営で必要となる費用につきUNCAで具体的な数字を出すのは困難である。



3 カルパ制度を日本に導入することの是非

- ・2017年に栴嶋裕之弁護士らがUNCAを訪問した際のディスカッションで理解したことであるが、守秘義務の在り方がフランスと日本で異なることや、コンピュータシステムを整備しなければならないという技術的な問題や、日本では小切手がフランスほど流通していないことや、弁護士賠償保険に係る保険料の違いなどのために、フランスのカルパをそのまま導入することは難しいと思われる。
- ・保険料については、フランスでは2000年に保険料の見直しを行い、保険限度額3000万ユーロのために一人年間42ユーロで足りるようになった。見直しをする前は、1人年間400ユーロを払い、保険限度額は500万ユーロだった。なお、1957年にカルパが創設された際の保険料はもっと非常に高かった。
- ・他方で、日本における銀行の金利の低さがカルパを導入する障壁になるとは思わない。フランスのカルパは弁護士間の送金を取り扱うだけでなく、運用益によって弁護士のための健康保険や年金、修習などの費用を支出している。
- ・弁護士間の送金のうち、裏付け資料の確認等に立ち入るのではなく、送金のコントロー

ルだけに活動を絞るというのであれば、コストも抑えられるため、日本でもカルパ（のような制度）を導入することは可能ではないか。

- ・フランスでカルパを導入したのは、弁護士の横領の問題に対処することも理由の1つであった。上記のような方法でも、送金のコントロールを行って弁護士の横領の問題を防ぐことは可能なので、カルパとしての役割をある程度は果たせると思う。
- ・ちなみに、フランスでも欧州中央銀行の金利は0.05%、銀行間ではマイナス金利になっているが、カルパ全体では、長期運用のものを含めて、全体で1%程度の運用益を出している。
- ・カルパの元々の目的はクライアントを保護すると同時に弁護士を保護することである。カルパを通すことで、カルパに入っている弁護士は信用を得、不祥事がなくなると弁護士賠償保険の保険料は下がるという良い循環が生まれる。
- ・弁護士にとってもメリットであるということが分かれば、結果として、弁護士会長に事件内容が知られてもよいからカルパを行ってもらいたいとして、守秘義務の問題もクリアできるのではなかろうか。送金のコントロールだけ行うより上の段階に行くためには守秘義務の問題をクリアするしかない。
- ・フランスのカルパ並みに保険料が下がれば、差額をカルパの運営費に充てることができる。また、フランスのようにカルパと銀行との交渉によって送金手数料が無くなれば、その差額もカルパの運営費に充てられる。こういうメリットを想定して導入を模索すべきである。
- ・カルパを導入した場合のメリットの1つは弁護士業のイメージが上がること（不祥事がなくなるから）。そしてもう1つは国際間の取引が簡易化されるということである。フランスのカルパから東京のカルパに簡単にお金を送ることが可能になり、資金の安全性が保たれるようになる。信頼性が高まるのでより取引を誘引する良い原因になる。
- ・いずれにせよ、最初はある程度の投資をする必要がある。日本に関する具体的な情報をもってきてくれたら、より具体的に我々と一緒に検討することができる。
- ・スイスは日本と同じように弁護士が自分の口座で依頼者からの預り金を管理しているけれども、第三者が入ってそれを監視するということになっている。依頼者からの預り金の管理は、これを行うことを申告した弁護士しかできない。そして、その取扱いをしている人に監査が入るシステムとなっている。このスイスのシステムをとるとカルパと同じくらいお金がかかる。例えば、監査に入る人にお金を支払わなければならない。システムを作らなければならないのであれば、カルパのシステムでもスイスのシステムでも、いずれにしてもお金がかかる。そうであれば、全世界の弁護士がカルパという同一のスタンダードを共有すればよいと思う。
- ・いくらかのまとまった大きな金額の資金移動だけを裏付けチェックするという方法の有効性に関する質問であるが、そのような定めをしても、決まった上限額より小さい金額にして小分けて資金移動するということが起こる。したがって実効性を持つことができないので、反対である。

(質疑応答)

Q そもそも銀行等に外部委託するということは考えなかったのか？銀行出身者等がカルパにいるのか？

A ・外部委託するということは考えた。けれどもやらなかった。我々のところに送られてくる証拠書類が銀行に行かず、秘密が弁護士に保たれるようにするためである。ある日、時の首相が自分のクライアントになった。絶対に内容を知られたくなかった。カルパにきて、送金の根拠資料を見せて、その類を見せてすぐにひっこめた。カルパはそのようにも機能する。

- ・何年か前に、銀行と一緒にソフトを開発して、UNCAの作ったものではないソフトを使用したカルパがあった。ところが、法律事務所の口座について知りたいということで警察からの調べが直接銀行のほうに行き、情報を取り出してしまった。その経験から、そのカルパのソフトはUNCAが作ったものに戻った。
- ・金融機関出身の職員はカルパには沢山いる。

- ・銀行に対してのカルパの口座はたった一つ（会長名の親口座）であって、その下に各弁護士の子口座があって、その下に案件口座がある。銀行は親口座しか知らない。その下の子口座や案件口座の資金の動きなどを知ることはできない。さきほどの話で、首相がお金を入れたとき、それがどこに行ったかということは銀行には分からない。したがって、それらすべての秘密をカルパが守っているということになる。
- ・投資も親口座を対象に行われる。子口座、案件口座にいくら入っているのか銀行には分からない。

(質疑応答)

Q 日本では金融庁の監査を受けることがあるが、カルパは国（金融庁・税務署）の監査を受けないのか？

A トラックファン（Tracfin）というマネーロンダリング等を監督する機関がある（財務省の所管）。カルパはトラックファンから監査を受けることがあり、監査を受けた場合、どこからどこへお金がいくかということを見せなければならない。しかし、送金根拠までは見せない。

Q トラックファンに関連して、「弁護士会長が弁護士のフィルターとしての役割を果たす」ということが言われているようだが、もう少し詳しく教えて欲しい。

A ・マネーロンダリング等疑わしいことがあれば、弁護士はトラックファンに申告する義務がある（「マネーロンダリングとテロリズムに関するEU指令」による。）。しかし、トラックファンに直接申告するのではなく、弁護士会長に申告し、弁護士会長からトラックファンに申告することになっている。

- ・しかし、弁護士会長は、カルパで調べて問題のないものであればトラックファンに申告しない。そのような裁量を持っている（ただし、トラックファン側の解釈では弁護士会長は申告を受けたら必ずトラックファンに申告しなければならないとされている。）。

- ・弁護士会長がトラックファンに申告したのは2018年でフランス全土で3件しかなかった。

4 預託金の運用について

- ・カルパの資金を投資して運用するためには役員会の承認が必要で、役員会は弁護士だけで構成されている。
- ・カルパは銀行ではないけれども銀行のようなところがあって、カルパにある資金の一定割合を現金化できる形で預かっておくことを法律で求められている。また、法律では、運用は元本保証があるもので行わなければならないとされている。
- ・銀行と同じように外部からの監督も受けている。監督委員会という外部機関と会計監査人（公認会計士が就任する）の2つから監査を受ける。
- ・フランスでは、カルパで預かっているお金はカルパのものということになる。それに対してお金を受け取るようになる受益者は、債権をもっているということになる。債権者は元々入れられたお金に対する債権者である。それが運用しているときに生まれた利益はカルパに帰属する（注:「消費寄託」の運用益は受託者に帰属するというのがフランスの法制。）。たまにクライアントと話し合っていて、特別に長い期間おいているときに顧客の名前で投資をすることがあるけれども、それは例外的な場合である。



（質疑応答）

Q M&Aのお金に関しては、カルパではなく、セケストルジュリディック（Séquestre juridique: 一種のエスクロー口座の部門）というところが預かっていると聞いたが、そことカルパとの関係はどのようなになっているのか？

A ・カルパとセケストルジュリディックの違いなのだが、セケストルジュリディックもパリ弁護士会に属する機関であり、違いは僅かである。

・セケストルジュリディックが利用されるのは、ごく例外的な場合である。セケストルに入る資金は、一旦はカルパに入ってからコントロールを受ける。預託金が一定額と一定期間以上の条件を満たした場合は、顧客からの申し出によって、顧客の名前で特別の投資口座を開き、同資金を運用に回す。そして期間満了になると換金してカルパの口座に戻す。いずれも常にカルパのコントロール下で資金が動かされている。

Q パリのM&Aチームが扱うお金というのは、すべてセケストルジュリディックの口座に入っているとの理解で良いか？

A ・違う。あくまでもパリカルパのM&Aチームというのは、M&Aのことをよくわかっていて、弁護士の利用に供するために担当している部署である。

・セケストルジュリディックの利用とはまた別のことである。M&Aのときの売

買代金の支払いは、カルパの口座を通して行われる。

- ・そうではなくて表明保証違反の場合の損害賠償金の担保として幾らか預かってもらうというときはセケストルジュリディックに担保として、売買代金のうち合意された一定割合を1～3年など合意された期間、保管してもらうことになる。
- ・何か表明保証違反があれば、買主が権利を行使して、本来なら売主に渡されるべき代金の一部が買主に渡されることになる。その際のお金のやり取りの窓口が、セケストルジュリディックパリという弁護士会の一部の機関ということになる。

5 各カルパに対するUNCAの研修内容

- ・UNCAでは各カルパの役員が他の人に研修する際の研修の仕方を教えている。
- ・カルパの役員会は弁護士で構成されているが、その弁護士や大学教授がボランティアで研修講師をつとめる。
- ・フランスの弁護士は2年間のうち40時間の研修を受講する義務がある。この40時間の研修を受けないと、弁護士資格が剥奪される可能性がある。
- ・各カルパには5～30人の役員がいる。その人たちがUNCAに来て研修を受ける。この研修を受けることによってその人たちはフランスの弁護士に課された40時間の研修義務を果たすこともできる。この研修を受けた人たちは、自分たちの弁護士会やカルパに戻って、他の弁護士に対する研修をすることができる。
- ・各カルパの職員に対する研修は、ソフトの使い方や送金の根拠資料をどう見るかということについて伝授するというものを行っている。
- ・UNCAには28人の職員がいて、ほとんどがIT関係の職員。ソフトの扱い方の指導やメンテナンスを行っている。ここで開発したソフトをどう使うかということを教えている。開発したソフトはオリジナルなものであり外で販売していない。

6 カルパの広がりの可能性について

- ・色々な国にカルパのシステムが広がっている。モロッコは導入した。マダガスカルはほとんど導入することになった。色々な国から導入をお願いされている。
- ・モロッコは弁護士の負担で行った。マダガスカルはEUの補助金が出た。
- ・ブラックアフリカは現在計画途上である。
- ・フランスのUNCAが色々な国でカルパのシステムを取り入れるときに相談に乗っている。それは、世界共通のスタンダードを作ることが大事だと思うからである。
- ・どの国にもその国の事情があるので、その国の事情に合わせて取り入れることが重要である。

以上

パリ弁護士会

日 時 2019年12月2日（月）
午後5時～午後6時45分
場 所 LPA - CGR 法律事務所
説明者 ヤニック・サラ（Yannick SALA）
弁護士（パリ弁護士会理事）
エルヴリン・リドー・ド・ロンカン
（Herveline RIDEAU de LONGCAMP）
弁護士（パリ弁護士会理事）



【ヒアリングの概要】

パリ弁護士会の理事から、弁護士の金銭取扱いに関する懲戒事例、カルパと守秘義務の関係などについてヒアリングした。また、パリ弁護士会執行部の組織、懲戒事案の処理、弁護士の取扱い事件などについてもヒアリングを行った。

なお、エルヴリン弁護士は、パリ弁護士会懲戒委員会のなかの、マネーロンダリングやテロ対策のことを扱う第5セクションを創設した人物である。

【ヒアリング内容】

1 カルパについての一般的事項

- ・ 弁護士倫理によって、クライアントのお金を弁護士の個人口座に入れることは禁じられている。
- ・ フランスの弁護士には、取り扱う資金がマネーロンダリングのものでないかということや、テロ資金ではないかということを確認する義務がある。疑義がある場合には、弁護士会長に報告する義務がある。そのため、お金を扱うときには、そのお金の出所などを明らかにしなければならないことになる。
- ・ 依頼者がやりとりする資金についてカルパを通さなければならないという義務はない。弁護士が依頼者から預かることをせずに当事者同士で金銭のやりとりをするのであればカルパを通す必要はない。しかし、その場合は、（カルパではなく）代理人である弁護士自身がマネーロンダリング等ではないかのチェックや調査の負担を負うことになることから、チェックの機能を十分に果たせないおそれがある。
- ・ このような場面において、カルパを通すと、資金がどこからきてどこに行くのか、資金移動の理由は何なのかという点に関するチェックや調査について、カルパが弁護士の代わりに行ってくれる。このことにより、弁護士にとって業務がシンプルになる。もし、少しでも疑いがあると、カルパは資金を止めて、弁護士に警告をしてくれる。
- ・ カルパの警告を受けた弁護士の調査結果に問題があった場合は、弁護士会長代理がさ

らに調査するよう、当該弁護士に指示する。

これに対し当該弁護士が調査ないし報告を尽くさない場合、倫理委員会から呼び出される。そこで違法行為が判明した場合は、懲戒委員会にかけられる。

- ・資金の出所に問題がある場合は、カルパは手続をストップし、入金を受け付けないというだけである。したがって、そのことだけで懲戒問題になるわけではない。

2 カルパに関して懲戒される場合

- ・主に2つのケースが存在する。

①弁護士がカルパを通さずに依頼者の資金を自分の個人口座に入れて使い込んで返還できない場合。

②カルパを通さずに銀行小切手による支払いを受ける場合（銀行小切手は誰が振出人かわからない）。例えば営業用資産の譲渡の場合に銀行小切手による決済がなされることがあるが、この場合振出人について調査していないと、弁護士が知らないうちにマネーロンダリング等に巻き込まれてしまうおそれがある。

- ・懲戒されるケースは、弁護士がカルパを通さなかった場合が多い。そのため、カルパは依頼者と弁護士の両方を守る制度であるといえる。
- ・カルパを通して懲戒される場合があるとする、カルパに提出された根拠資料が偽造であった場合が考えられる。弁護士が偽の判決文を作った事例が過去にあった。また、弁護士報酬をカルパから受け取る際に、クライアントの同意書を偽造する場合も考えられる。
- ・カルパは弁護士に対する信頼を前提として、形式が整っているかだけをチェックするのが通常である。もし不正が発覚した場合は、弁護士資格がはく奪される可能性がある。
- ・懲戒（登録抹消）の権限は、懲戒委員会にある。具体的には登録抹消権限を持つ懲戒委員会の第5セクションが判断する。懲戒委員会の長は元弁護士会長が就任する。懲戒決定に不服があれば、当該弁護士は控訴院に裁判を起こすことができる。
- ・弁護士会長は訴追者の立場になるので、懲戒決定に関わることはできない。
- ・懲戒で一番よくある問題は、弁護士が報酬を払ってもらう前に、預り金から報酬を取ってしまうことである。預り金から報酬を取る場合は、クライアントから了解があったことを証明しなければならない。
- ・懲戒委員会の第5セクションには、懲戒委員会の審査にかかる時点で情報が挙げられている。問題があると考えられた場合、弁護士会の理事会が理事の中から調査員を任命する。調査員が証拠を集めて懲戒委員会に提出する。調査対象は、カルパに最初に入力されている情報や、弁護士から渡された情報、クライアントからもたらされた情報などである。なお、調査員は懲戒委員会の委員を兼務できない。

3 弁護士会の理事者について

- ・パリ弁護士の理事は42人いる。そのほかに会長、副会長、次期会長（bâtonnier dauphin）がいる。パリ弁護士会は人数が多いので、副会長も設けられている。会長、副会長、次期会長は理事会の議決権はなく、理事ではない。
- ・会長任期は2年、理事は3年。理事は毎年選挙され3分の1ずつ改選される。
- ・会長になることが決定した場合は、「次期会長」という役職につき、1年間会長の見習いをする。副会長は1人。弁護士会長は再選禁止だが理事は再選可能。
- ・会長になるためには、理事になったことがあることが必要。
- ・各理事は様々な委員会のメンバーになっている。
- ・日本と異なり、フランスの懲戒委員会は弁護士のみで構成される。



4 守秘義務について

- ・カルパに判決文を見せるのは、弁護士と会長とは秘密を共有するので問題ない。また、判決文も内容のチェックではなく資金の流れを確認するためだけに利用されるから、カルパに提出しても問題はない。
- ・会長と弁護士との間に一切の秘密がないということかという質問が出たが、弁護士と弁護士の間には秘密はあるが、弁護士会長と弁護士との間には秘密はない。弁護士会長は実質的にカルパの長である。弁護士会長は外に情報を漏らすことはないから、秘密は守られることになる。
- ・会長はいつでも弁護士に報告を求めることができるのかという質問が出たが、現実には時間がないから弁護士すべてに対して報告を求めることはできないが、理論上は可能である。弁護士会長は外部に秘密は漏らさないという前提で、弁護士と会長とで秘密が共有されることになる。
- ・会長は弁護士事務所の会計も見ることができるし、事件内容に関する報告を求めることもできる。弁護士会長が弁護士を監視しているという事実が、外部からの監視を不要とする根拠となる。弁護士会内部でコントロールできているとみられる。これは国家権力の介入を排除するための仕組みである。
- ・会長に取り締まられるという感覚は弁護士にはないのかという質問が出たが、悪いことをしていないのだから、問題はないと考えている。
- ・弁護士の監督を弁護士会のみ委ねておくのは問題があるという声は弁護士会の外に存在しないのかという質問だが、そのような声は存在しない。
- ・国家がカルパに介入すべきという考えはあるかという質問に対し、次のような回答がなされた。

国家はカルパの資金を管理したいと考えている。そのため、カルパで不祥事が起こって国家に付け入れられないよう、弁護士会は気を付けている。例えば、国は、2017年に法律扶助を行う資金をカルパの利潤から出すようにさせようとしたことがあった。カルパはこれを認めなかったが。ちなみに2017年のパリカルパの利潤は2700万ユーロあった。

5 個人の依頼者から依頼を受ける主な取り扱い業務

- ・離婚、相続、家族法関係、居住用賃貸借、契約違反、人身賠償、消費者契約法違反など。
- ・債務整理（任意整理）もよくある。分割弁済の合意をすることもできる。なお、毎月払いで債務を弁済することは可能ではあるが、その場合、各回の弁済についてカルパに対する根拠資料が必要。

6 最近の弁護士会で問題になっていること

・年金改革

弁護士会の年金制度は一般のものとは違い、自立していて、バランスのよい制度になっている。基金は約20億ユーロあるが、これを一般の年金制度と統合しようとする動きがある（注：当調査団が帰国した直後から、この年金改革の問題でフランスは長期間のストライキに入った。）。

7 その他

- ・各地のカルパの違いは大きさの違いのみで、取り扱い方法などに違いはない。
- ・ただ規模による若干の違いはある。例えば、M&Aチームはパリカルパにしかない。

以上

訪問先への質問事項

※ 各訪問先には、下記の質問事項をフランス語に翻訳したものを事前に送付し、検討いただいた上でヒアリングを行いました。ただし、実際には時間の都合や重複を避ける観点から、各訪問先において、質問事項すべてについて回答を得ているわけではありません。

【パリ カルパ】

1 カルパにおける送金チェックの具体的な方法

- (1) パリカルパ事務局の業務状況を見学させていただきたい（現場見学）。
- (2) 送金根拠との照合をどのような形で行っているのか、その具体的方法。判決文のどの部分をみるのか、1件あたりどのくらいの時間をかけるのか。
- (3) ブラックリストのデータベースとの照合チェックに際しては、コンピュータシステム上で問題事例がピックアップされるらしいが、具体的にどのようにピックアップされるのか。
- (4) 送金根拠との照合の際に、どの程度、事件内容についての情報を取得することになるか。照合の際に対象弁護士秘密にどの程度触れるのか。
- (5) 照合を行う職員が、照合の過程で得た秘密情報を第三者に漏洩しないための方策は何かとられているか。
- (6) 送金根拠との照合の過程で疑問が生じた場合にはカルパ事務局から問い合わせが行われると聞いたが、どのような場合に問い合わせを行うのか。具体例をいくつか紹介してほしい。
- (7) 送金根拠との照合の過程で疑問が生じた場合にはカルパ事務局から問い合わせが行われると聞いたが、誰に対して問い合わせを行うのか。送金元代理人弁護士か送金先代理人弁護士か、両方あり得るのか、弁護士ではなく依頼者本人に問い合わせることもあるのか。
- (8) 送金額別の送金件数に関する統計はあるか。あれば頂戴したい。

2 提携銀行との関係

提携銀行（パリカルパの場合BNPパリバ）とはカルパの制度運用上、日常的にはどのような場面で連絡をとっているのか。その他、提携銀行との関係全般について伺いたい。

3 制度の運営に要するコスト及び預り金の運用状況

- (1) カルパの運営にどの程度のコストを要しているのか、コストの内訳。資料があれば頂戴したい。

- (2) そのなかで、カルパ制度の運営のために必要不可欠なコストはどのような内容のもので、全体のどのくらいの割合を占めるか。
- (3) パリのカルパでは何人くらいの職員が勤務しており、各々どのような役割を分担しているのか。

4 カルパ資金の運用状況（参考になる資料があれば頂戴したい）

- (1) パリカルパの口座に常時存在している資金の額はどのくらいか。また、その内訳はどのようなものか（M&Aに関する資金、営業用資産の譲渡に関する資金など）。
- (2) カルパにとどまっている資金のうち、どの程度の割合を運用に回しているのか。
- (3) 運用は投資会社などの専門家に委託しているのか。
- (4) （専門家に委託している場合）カルパとしては運用状況の適正をどのようにして担保しているのか。
- (5) 運用先としては、定期預金のほかにどのようなものがあるか。
- (6) 運用益の使途－どのようなことにいくら使われているか、資料があったら頂戴したい。

5 預かり期間が長期間にわたる場合の制度運用のあり方

- (1) 営業用資産の譲渡の際には具体的にはどのような業務を行っているのか。
- (2) M&Aチームでは、具体的にはどのような業務を行っているのか。
- (3) M&Aについてはカルパの口座を用いることは義務ではないと聞いたが、それは、弁護士がM&Aに関与する場合、カルパの口座でなくても依頼者の金銭を預かれるという趣旨か。そうでないとすれば、「義務ではない」というのは、どういうことか。
- (4) 営業用資産の譲渡やM&Aで長期間カルパ内で資金を預かる場合の運用益に相当する金額についてはどのような取扱いをするのか（個々の事案に応じてケースバイケースと聞いているが、その取扱いはどのようにして決まるのか、また、取扱いの具体的な内容）。

【UNCA（全国カルパ連合会）】

- (1) カルパ制度を運用するためには最低限どのようなコストを要するか。
- (2) 低金利の日本では、コストのかかるカルパ制度を運用益で運営していくことは不可能という意見が強い。カルパ制度を参考にした、低コストの制度としてどのようなものが考えられるか、アイデアがあれば教えていただきたい。
- (3) カルパ制度の運営コストをさげる方策として、送金根拠との照合作業を一定金額以上の送金に限って実施するという制度が考えられないだろうか、意見を伺いたい。
- (4) 顧客の預り金保護のための保険について詳細を教えてください。
- (5) カルパ資金の運用について、その適正を担保するために、どのようなルールが定められているのか。

- (6) 営業用資産の譲渡やM&Aで長期間カルパ内で資金を預かる場合の「利息分」についてはどのような取扱をするのか（個々の事案に応じてケースバイケースと聞いているがその具体的内容）。
- (7) 送金根拠を照合する役割を担うカルパの職員が、判決文などをみることによって、守秘義務に違反するという事例は存在しないのか。
- (8) UNCAではカルパ職員の研修を行っている聞いたが、どのような内容の研修を行っているのか。
- (9) UNCAではカルパ類似の制度の導入を検討する国（弁護士会）に対するバックアップ活動を行っている聞くが、具体的にはどのようなことを行っているのか。また、その費用は誰がどのように負担するのか。
- (10) カルパ制度について概説した文献があれば、翻訳を試みたいので紹介（あるいは提供）してほしい。

【法律事務所】

（ヒアリングの目的）

- 1) フランスの弁護士がどのように業務を行っているのか、日本の弁護士の業務内容との異同を知りたい。
- 2) フランスの弁護士がどのような場合に依頼者から金銭を預かっているのか、日本の弁護士が預かる場合とどのように違うのかを知りたい。
- 3) フランスの弁護士がカルパをどのように利用しているのかを知りたい。

（質問事項）

- 1 業務内容について－主にどのような仕事を行っているか。

主な案件の種類

主な訴訟業務の種類

クライアントの種類（大企業、中小企業、個人）

- 2 弁護士費用について

- (1) どのような方法で弁護士費用を請求するか。

タイムチャージ以外の方法があるか。

- (2) 通常、どのような方法で弁護士費用を受領するか。

現金か、銀行送金か、小切手か。

銀行送金の場合、送金先口座は弁護士名義の口座か。

- 3 預り金の発生場面について

- (1) 依頼者の金銭を預かる場面としてどのような場面があるか。

- (2) カルパを利用せずに依頼者の金銭を預かる場面があるか。あるとしたらどんな場面か。

4 カルパの利用について

- (1) カルパを利用するのはどのような場合か。
- (2) カルパのウェブ上での事件登録や、送金事務は弁護士が自分で行うのか、あるいは事務員が行うのか。
- (3) カルパを利用して、良い点、悪い点、はどのようなところにあるか。

【パリ弁護士会】

1 フランスにおける弁護士の役割

- (1) フランス社会において弁護士はどのような役割を果たしていると評価されているか。
個人にとって／企業にとって／官公庁にとって
- (2) フランスの弁護士と日本の弁護士を比較して、どのような点が類似していて、どのような点が異なっているか。
- (3) 現在、フランスの弁護士、弁護士会において問題となっている事項としてはどのようなものがあるか。

2 日本とフランスの弁護士の業務形態の異同、預り金が発生する場面の異同

- (1) フランスにおいて、弁護士が（大企業ではなく）個人や中小・零細企業をクライアントとして行う典型的な通常業務としてどのようなものがあるのか。
- (2) フランスにおいて、弁護士が業務上、依頼者の金銭を預かる場合にはどのような場合があるか。
- (3) 例えば、弁済資金を依頼者から預かり、同資金を債権者である金融機関や個人に対して代理人から公平に弁済するといった業務（日本でいう債務整理業務）は弁護士業務として行われているか。
- (4) 例えば、被相続人の相続財産の分配方法を相続人間で協議して定めて、協議内容に応じて相続財産を分配するという業務（日本でいう遺産分割業務）は弁護士業務として行われているか。

3 カルパ制度と弁護士の守秘義務との関係

- (1) フランスにおける弁護士の守秘義務の具体的内容はどのように理解されているか。
- (2) フランスでは会長と会員とは秘密を共有する、と理解されていると聞かすが、なぜそのようなコンセンサスが存在しているのか。また、会長と会員との間には一切の秘密がないということなのか。

4 金銭をめぐる弁護士不祥事について

- (1) フランスでは、弁護士が、依頼者からの金銭を預かったり、受け取ったりしたことについて、懲戒処分を受ける場合として、どのようなケースが考えられるか。
- (2) 依頼者からの金銭を預かったり、受け取ったりしたことについて生じうる不祥事のうち、カルパがあることによって防止できている不祥事、カルパによっても防止できない不祥事としては、それぞれどのようなものがあるか。

以 上

